

第2.2節 被災者の生活再建に関する事前計画

第1項 計画の主旨

過去の震災では、被災者が災害発生後に環境の変化による健康状態の悪化や生活の困窮により死亡する「災害関連死」が問題となっている。これを防ぐため、本計画では南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際においても、早期の被災者生活再建を実現するための必要な事項を定める。

なお、発災後の具体的な被災者生活再建支援制度の実施内容等については、第4章「災害復旧・復興計画」による。

第2項 市が実施する対策（各担当部）

1 被災者支援体制の整備

各種被災者生活再建支援制度について、事前に被災者支援体制を整え、発災時においても早急に対応できるよう努める。また、イスのサンケイホール鈴鹿を活用した、被災者生活再建支援のワンストップ窓口の実施や、自治体応援職員支援事務室の整備を行う。

2 鈴鹿市被災者生活再建支援ハンドブック（仮称）の事前整備

被災者生活再建支援制度については、国、県、各種団体により多種多様な支援制度が設けられているため、災害発生後に被災者が各種生活再建支援制度を一覧可能となるよう、被災者支援に関するハンドブックを事前整備のうえ、発災後に速やかに提供できる体制を整えるよう努める。

3 被災者生活再建支援制度の事前周知

生活再建に関する制度を地域の民生委員及び児童委員等に対して事前に周知を図ることにより、発災後に平常時から支援している市民等へ制度紹介可能となる体制を整える。

4 救助法の特別基準に関する事前協議

救助法では、「災害救助事務取扱要領（内閣府）」に基づき事務を実施することが基本となるが、同要領以外の基準についても法に基づく救助の一部として認められる（特別基準が適用される）場合があるため、特別基準について救助法の実施主体となる県と事前協議し、発災後においても救助の実施に躊躇がなくなるよう体制の整備を進める。

5 被災者生活再建支援に関連する防災協定締結団体との事前協議

本市が防災協定を締結している、被災者生活再建支援に関連する企業・団体等と、事前に具体的な支援内容を協議し、発災時においても早急な応援を実現できる体制を整える。

また、併せて各協定を担当する所属を検討・決定し、平常時及び発災時の連絡窓口の確保を図る。

6 被災者支援システムの活用

被災者生活再建支援を円滑に行うため、情報の集約や罹災証明の発効等を行う際に被災者支援システムを活用する。

第3章 災害応急対策計画

大規模災害の発生のおそれのある場合及び大規模災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、その体制について具体的かつ明確に定める。

第1節 組織計画

第1項 計画の主旨

地震等の自然災害は、突然に発生し、交通、通信の途絶が予想されるので防災関係機関は迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、その体制について具体的かつ明確に定める。

第2項 市等が実施する対策

1 組織計画（危機管理班）

組織計画は、第1部第3章第2節第3項の防災組織による。

2 防災関係民間団体の協力（各担当部）

その所掌事務に係る民間団体等に対し、本市が行う災害応急対策に積極的な協力が得られるよう、協力体制の確立に努める。

第2節 災害通信計画

第1項 計画の主旨

市及び防災関係機関は、地震災害に関する情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等重要通信を確保するため、通信施設の適切な利用を図る。

災害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達を図るための通信手段の確保については、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話・電報施設の優先利用、警察通信設備、非常無線、公共放送等を利用し、防災関係機関相互の有機的な災害応急対策活動の円滑な遂行を図る。

第2項 市等が実施する対策

1 通信手段の利用方法等

(1) 電話による通話（総務管理部）

市及び関係機関は、通信設備の優先利用について、西日本電信電話株式会社三重支店とあらかじめ協議し、使用手続きを決めておく。

ア 直通電話

交換機による通信の運用中は、IP電話による電話や内線が利用できる。また、交換機が使用不可の場合は、防災危機管理課に設置されている直通回線（2回線）を利用する。内線電話から外線が利用できない場合は、庁内交換機を経由しない直通電話で通信を行う。

イ 災害時優先電話

災害のため通話が集中して外線が利用できない場合は、災害時優先電話及び庁舎内の公衆電話で通信を行う。

ウ 電話回線の優先使用

災害時の電話回線の優先利用及び優先使用（基本法第79条）を確保するため、西日本電信電話株式会社三重支店とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定める。

(2) 三重県防災行政無線による通信（危機管理班）

三重県は県全域に衛星系・地上系の2系統の防災行政無線網を設置・運用しており、本市には端末固定局として2局（鈴鹿市・鈴鹿消防本部）が設置されている。

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。

(3) 鈴鹿市防災行政無線による通信（危機管理班）

デジタル移動系無線システムを市の各部署、防災関係機関及び生活関連機関に整備しており、防災対策に関する通信を行う。

(4) その他の行政無線等（上下水道対策部，消防対策部）

防災行政無線のほか，市では日常業務に使用する無線設備として鈴鹿市消防救急無線を整備しており，防災対策に関する通信を行う。

なお，上下水道対策部についてはI P無線を利用する。

(5) 地域BWAを利用した通信（総務管理部，避難所対策部）

(株)ケーブルネット鈴鹿が整備した地域BWAによるインターネット網を活用し，I P通信等を実施する。

(6) 特設公衆電話の設置（避難所対策部）

避難所における避難者の連絡手段を確保するため，西日本電信電話株式会社三重支店と協力し，特設公衆電話を開設する。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定）

資料編16-23 災害時特設公衆電話設置箇所一覧

2 無線車の事前配備（危機管理班，総務管理部）

地震災害が発生し，又は発生のおそれがある場合，通信が途絶又は輻輳のおそれがあるときは，被害状況等を把握するため，無線車を災害現地に派遣し，災害状況報告並びに本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるよう努める。

3 通信設備の応急復旧（防災関係機関）

(1) 専用通信

地震の発生により，公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は，無線を用いた専用通信である。特に，県，市，警察本部，气象台，国土交通省，海上保安部，東海旅客鉄道株式会社，中日本高速道路株式会社，さらに中部電力パワーグリッド株式会社，ガス会社，私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため，適切な応急措置が要求される。各機関においては，あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが，なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検，応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発電用施設，電池等），移動無線等の仮回線用資機材など，応急用資機材の確保充実を図ると同時に，これらの点検整備を行っておくことが必要である。

ウ 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため，通信運用の指揮要員等を災害現場に配備し，通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう務める。

エ 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施，発災時に備えるように務める。

(2) 公衆通信

西日本電信電話株式会社は，緊急に必要な災害対策機関等の災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し，速やかに応急復旧を行う。

第3項 市民や地域が実施する対策

市民は，防災情報を複数から入手できるよう努力し，それぞれが最善の防災行動を取り減災に努める。

アマチュア無線による災害時応援協定に基づき，市に防災情報を提供するため必要に応じて，市と災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿は協議を行う。

災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿からの申し出により可能な範囲で，市内の相当無線技士に当会の周知を行い，より詳細な情報が収集できるよう協力する。

第3節 災害情報収集・伝達計画

第1項 計画の主旨

地震災害の応急対策活動を迅速、的確に行うには、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を早く、正確に収集し、関係機関へ連絡することが重要である。

したがって、災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合には、速やかに全情報を把握する。

第2項 市が実施する対策

1 情報収集・連絡手段（危機管理班，総務管理部，各担当部）

(1) 情報の収集・連絡

コールセンター及び各部は、それぞれの所掌の災害等の情報を職員の現場派遣も含めて可能な限りの手段を講じて収集する。参集途上の職員は、周囲の被害状況を把握し、参集後班長に対し報告する。

各部は、収集した情報を総務管理部総務班に報告する。また、各班はあらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調査について責任を持つ。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時に備えた相互協力に関する申合せ，映像情報の提供に関する協定，道路管理用広域監視カメラ等の設置・維持管理・運用に関する協議書，災害時における航空写真等による被災状況調査に関する協定，災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集及び情報連携に関する協定，大規模災害時における小型無人機による情報収集に関する協定）

(2) 情報の連絡手段

各部は、電話，ファクシミリ，防災行政無線，携帯電話，メール等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡する。

(3) 災害対策業務の記録

危機管理班は、災害対策業務に関する情報をコールセンター及び各部等から集約し、災害対応終了後に記録する。

(4) 住民等の被害情報・安否情報の収集・伝達

ア 広域災害が発生した場合は、住民等の避難情報，安否情報等に関する照会に対し速やかに回答するため、「安否情報システム（総務省消防庁）」を活用し、住民等の避難情報や安否情報等を収集・整理し、他の被災自治体や警察，消防及び三重県等の防災関係機関と情報共有を行う。

イ 現在地や避難所から、安否登録及び安否確認ができる防災アプリ（CNSコネクト等）の活用の周知を図る。

ウ 被災者台帳支援システムを活用する。

被災者生活再建支援を円滑に行うため、情報の集約や罹災証明の発効等を行う際に被災者支援システムを活用する。

2 通信ボランティアの活用（総務管理部）

(1) 大規模な地震災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線や、インターネット利用者（すずか減災プロジェクト）等といった通信ボランティアの協力を得ることとする。

(2) ボランティアの募集

ア アマチュア無線家のボランティア募集は災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿等の協力を得て行う。

イ インターネット利用者等のボランティア活用は、ホームページや商用ネットの掲示板を通じて協力を促す。

3 被害状況等の報告（総務管理部）

地域内に災害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領、火災・災害等即報要領に基づき、県にその状況を報告するものとするが、県と連絡がとれない状況にある時は、直接消防庁へ報告する。

その他、風水害等対策編第3章第4節を準用する。

第4節 災害広報計画

第1項 計画の主旨

住民の安全の確保，混乱の防止，民心の安定を図り，円滑な災害応急対策を実施するため，防災行政無線，テレビ，コミュニティFM，新聞，広報車，インターネットを利用したホームページ，電子メール，SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ等のあらゆる広報手段を活用して迅速かつ適切な広報を行う。

第2項 市が実施する対策（総務管理部）

1 広報内容

市民等への広報内容の主なものは，次のとおりとする。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象予報及び警報，津波・地震に関する情報
- (3) 二次災害の危険性に関する情報
- (4) 主要道路情報
- (5) 公共交通機関の状況
- (6) 電気，上下水道，ガス等公益事業施設の状況
- (7) 医療救護所の開設状況
- (8) 医療機関の状況
- (9) 給食，給水の実施状況
- (10) 衣料，生活必需品等の供給状況
- (11) 河川，港湾，橋梁等土木施設の状況（災害状況，復旧状況等）
- (12) 避難所に関する情報
- (13) 被災者の安否に関する情報
- (14) 公衆浴場の情報
- (15) 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のために必要な情報

2 広報手段

- (1) 市をはじめ各防災関係機関は，あらゆる広報媒体を利用して広報を行うとともに，高齢者，聴覚障害者，視覚障害者，外国人等の災害時要援護者に配慮した情報伝達に努める。
- (2) 広報の伝達について，消防団，警察及び自衛隊等に協力を求める。
- (3) 報道機関は，極めて広範囲にかつ迅速に報道することができるので，災害復旧に関する情報は迅速に報道機関に対しても発表する。また，報道機関が行う独自の取材活動についても，積極的に協力する。
- (4) 市をはじめ各防災関係機関は，生命の危険にさらされない範囲で，「すずか減災プ

第3章 災害応急対策計画

プロジェクト」を含む，SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を利用して自ら災害情報の発信を心掛け，市内の情報共有に努める。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（災害時の放送に関する協定，緊急放送設備の使用に関する協定，災害時における広報活動等に関する応援協定，すずか減災プロジェクト協定，災害に係る情報発信等に関する協定，災害時における営業情報に関する放送サービスの協定）

3 広聴活動

住民からの意見，要望，問い合わせに対応するため，住民対応窓口（コールセンター）を設置する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 情報の受信

住民は，自らの命を守る適切な行動をとるために，市や県等が行っている災害情報のメール配信サービスへの登録に努めるほか，災害時にはテレビ，コミュニティFM等を利用して多重的かつ積極的に情報を受け取るよう心掛ける。

2 情報の発信

住民は，生命の危険にさらされない範囲で，「すずか減災プロジェクト」を含む，SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や防災アプリ（CNSコネクト等）等を利用して自ら災害情報の発信を心掛け，市内の情報共有に努める。